

市第 133 号議案

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地
再開発事業施行条例の廃止

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地
再開発事業施行条例を廃止する条例

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例（平成 8 年12月横浜市条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

所期の目的が達成されたため、横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例を廃止したいので提案する。